

## アジア、中東諸国の特許制度

特許業務法人有古特許事務所  
弁理士 北住 公一

### 1. はじめに

筆者は弁理士登録以降、主に特許出願を手掛けてきましたが、日本への国内出願よりも、国外からの出願及び国外への出願の方が多く、その際に現地の人とやりとりすることも数多くありました。このやりとりによって、諸外国の特許制度について、理解できた部分もありますので、ここではこれまでに筆者が知得した諸外国の特許制度について簡単ですが、紹介したいと思います。諸外国といっても、一般によく出願される米国、欧州、中国、韓国及び台湾については、他にマニュアルや詳説したウェブサイトが数多く存在すると思われます。従って、それらの国の特許制度については、該マニュアルやウェブサイトに譲るとして、ここではアジアの新興国やあまりなじみのない中東諸国の特許制度に特許出願手続きを主体として軽く触れてみたいと思います。

尚、以下の記載は主に 2009 - 2012 年度前半の情報に基づいております。これから大きく変化することはないかも知れませんが、国によっては法改正が少なからずあります。従って、実際にこれらの国に出願されるのであれば、最新の情報を確認したうえで、出願されることをお勧めいたします。

### 2. アジア、中東諸国のリスト

- (1) タイ
- (2) インド
- (3) ベトナム
- (4) GCC
- (5) マレーシア
- (6) シンガポール
- (7) イスラエル

### 3. アジア、中東各国の特許制度

#### (1) タイ

昨年度の洪水報道でもお判りのように、タイには数多くの日本企業が進出しております。特許関係の法令も 1979 年の特許法創設を皮切りに、1995 年の WTO 加盟、2009 年の PCT 加盟と整備されてきており、今後もタイへの特許出願は件数が伸びることが予想されます。タイには発明特許（日本の特許に相当）と小特許（日本の実用新案に相当）がありますが、ここでは発明特許について説明します。

#### 出願について

① 出願に必要な書類は、願書、明細書等の他に、委任状、法人名義出願の場合は譲渡証が必要です。優先権主張する場合は優先権証明書を優先日から 16 ヶ月以内に提出する必要がありますが、その翻

訳文は不要です。また、譲渡証に公証は不要ですが、委任状は出願日前6ヶ月以内の公証が必要です。出願言語はタイ語ですが、明細書とクレームは日本語での提出が可能です。但し、提出日から90日以内にタイ語の翻訳文の提出が必要です。

② 出願の審査請求制度がありますが、タイでは出願公開日から5年以内に請求するとの独自の規定があります(ちなみに、出願公開してもらうのに公開料を支払う必要があります)。また、一般に他国では出願日または優先日から1年6ヶ月経過後に出願公開されますが、タイにはこのような規定がなく、いつ出願公開されるか判らないので、出願公開されるまでは、現地代理人との連絡をこまめに行っておく必要があります。PCT出願については、出願公開日は国際公開日ではなく、再公表日とされています。

ちなみに、タイでは意匠にも出願公開制度があります(但し、登録公報はありません)。

③ 特許の不特許事由として、自然に存在する微生物、動植物からの抽出物が入っています(特許法9条)。この不特許事由に植物からの抽出物が含まれている点は、注意しておく必要があります。

④ タイでは修正実体審査主義(MSE)が採用されています。ここで、修正実体審査とは、他国特許庁の審査結果に基づいて特許付与の実体審査を行う制度です。即ち、後記するシンガポールやマレーシアのように他国の審査結果を持って即登録としている国もありますが、タイでは他国の審査結果を提出する義務のみを定めています(特許法27条)。実務では、他国の審査結果を提出し、補正命令等を受けてから、特許査定となります。

それでは、タイのみに出願された特許出願の扱いは、どうなるのかというと、これには2つの選択肢があります。それはオーストラリア特許庁への審査委託、又は国内の指定された研究機関等への審査委託の何れかを選択することです。これは審査官から指示され、又は出願人自らが要請することができます。

## (2) インド

インドでは2005年以前は、特許の存続期間が7年しかありませんでした。また、物質特許制度がなく、方法特許だけが認められていました。しかし、2006年以降、TRIPs協定に遵守するために、特許法が改正されました。具体的には、特許の存続期間が7年から20年に延び、物質特許の制度もできました。また、インドの経済開放を理由に海外からの投資が増えておりますので、今後も特許出願が増加傾向にあると思われます。ちなみに、2008～2009年の特許出願は海外からの出願が83%を占めていたようです。

### 出願について

① 通常は特許庁は各国に1つですが、インドでは特許庁がコルカタ、デリー、ムンバイ、チェンナイと4つあり(現地の言語であるヒンディ語に地域差が大きいためであるようです)、出願は現地代理人の管轄支庁に対して行います。また、出願に必要な書類は、願書、明細書等の他に、委任状、宣誓書、優先権証明書等の他に、form3と呼ばれる対応外国出願のステータス情報の提出が必要です。このステータス情報の報告義務違反は、異議申立てや取り消し理由になるので注意が必要です。

② 審査請求の期間は、出願日又は優先日から48ヶ月です(特許規則24B)。優先日が基準となることに注意する必要があります。審査官は審査の結果、審査報告書を作成し、出願は第1回審査報告書の発効日から12ヶ月以内にアクセプタンス(許可状態)にならなければなりません。この期間は延長できず、アクセプタンス期限内に不備を解消できなければ、出願放棄と擬制されます。これを回避する方法は特許庁長官にヒアリングを申請することであるようです。

③ インドに特有の制度として、追加特許があります。これはすでに出願した特許出願に係る主発明について改良又は変更がある場合、この改良又は変更を追加した追加特許の出願ができます。主発明の特許付与前には、追加特許は付与されず、

主発明の特許消滅とともに追加特許は消滅します。

### (3) ベトナム

ベトナムは、民法に規定されていた工業所有権に関する法律を2005年に知的財産法として独立させたばかりで、該知的財産法の中に特許と実用新案が併存しております。従って、知的財産については未だ発展途上ですが、近年外国企業からの出願は増加傾向にあるようです。

#### 出願について

- ① 出願に必要な書類は、願書、明細書等の他に、委任状、法人名義出願の場合は譲渡証が必要です。委任状は公証が必要です。また、明細書等はベトナム語で出願する必要がありますが、通常は翻訳を現地の代理人に依頼しますので、誤訳のないように信頼できる代理人に依頼することが大切です。
- ② ベトナムでは実用新案の保護の対象に方法が含まれ、実用新案も実体審査がされます。また、特許も実用新案も審査請求が必要ですが、特許は出願日又は優先日から42ヶ月、実用新案は出願日又は優先日から36ヶ月以内に請求する必要があります。また、存続期間については特許は出願日から20年、実用新案が出願日から10年です。
- ③ ベトナム特許庁の審査能力は十分ではなく、外国における審査結果を提出することが望ましいとされています。しかし、実際には出願人の主張をサポートするものとして利用され、特許付与の決定的な要素とはなり得ないようです。

### (4) GCC

GCCとは、湾岸協力会議(Gulf Cooperation Council)の略称であり、中東・アラビア湾沿岸地域における地域協力機構として1981年に設立されました。加盟国はバーレーン、クウェート、オマーン、サウジアラビア、UAE、カタールの産油6ヶ国です。GCCは法律、行政等の分野において、類似の制度を採用することを目的の1つとしており、共通した知的財産制度もその目的の1つです。即

ち、GCCで登録が認められれば、全ての加盟国で特許権の効力が及びます。

#### 出願について

- ① GCCは現時点では特許出願が規定され、実用新案及び意匠制度はありません。また、PCTには加盟していませんが、パリ条約の優先権を主張した出願が可能です。出願に必要な書類は願書、明細書等の他に優先権証明書、委任状、法人名義出願の場合は譲渡証、登記簿謄本が必要です。また、委任状、譲渡証、登記簿謄本については、GCC加盟国の領事による認証が必要です(ちなみに、この認証が煩雑で時間がかかります)。
- ② 加盟国のうち、クウェートについては審査を実質上行っていないので、クウェートで有効な特許を取得するにはGCC特許庁に出願するのが有効なようです。
- ③ GCC加盟国のうち、PCT加盟国はバーレーン、オマーン、UAE、カタールですので、これらの国ではPCTによる保護を受けることもできます。
- ④ GCCでは、実体審査はGCC特許庁、オーストラリア特許庁、オーストリア特許庁の何れかによって行われます。言い換えれば、GCC特許庁は独自の審査官を有しますが、審査の大半をオーストラリア特許庁又はオーストリア特許庁に委託しているので、実質上、オーストラリア特許庁又はオーストリア特許庁によって実体審査がなされます。
- ⑤ 出願が拒絶査定された場合への不服申し立て機関として、日本の審判に相当するものとして、GCC特許委員会があります。該GCC特許委員会は侵害訴訟や無効審判など第三者が関与する紛争は取り扱いません。これらの紛争はGCC諸国内の何れかの裁判所内で審理されます。

### (5) マレーシア

マレーシアは1963年に旧宗主国であるイギリスから独立しましたが、旧イギリスの植民地の多くがそうであったように、特許の保護はイギリス特許又はイギリスを指定国とするヨーロッパ特許に

基づく確認特許により得られてきました。しかし、1986年に新特許法が発効し、以後は知的財産局に出願するのみで国内全域に亘って保護を求めることができるようになりました。

## 出願について

- ① 出願に必要な書類は、願書、明細書等の他に、委任状が必要です。委任状に公証は不要です。
- ② 出願の実体審査には審査請求が必要ですが、マレーシアに特有の制度として通常審査請求と修正審査請求(タイの項目でも記載しました MSE です)の何れかを選択することができることが挙げられます。通常審査請求とは方式要件や実体的な特許要件が審査され、全ての審査工程を経ます。通常審査請求は出願日から2年以内にしなければならず、請求により5年まで延長することができます。
- ③ 一方、修正審査請求とは簡単な審査工程で、対応するヨーロッパ、アメリカ、イギリス、オーストラリア、日本又は韓国の特許と技術的内容が本質的に同一の場合に、特許が付与されます。この修正審査請求を行うには、上記国によって付与された対応外国出願の認証謄本を提出しなければなりません。また、出願人は明細書、特許請求の範囲を対応する外国特許の内容に合わせる補正をしなければなりません。

尚、修正審査請求を選択する際に提出が求められる特許公報が英語以外の言語で記載されている場合は、英語による「認証された翻訳」を提出する必要があります。しかし、日本とマレーシア特許庁長官同士の覚書により、2007年度から日本国の特許に基づいて修正審査請求を行う場合は、特許公報の翻訳に翻訳者及び出願人の宣言書を添付することで手続きを行うことが可能となりました。

ただし、提出する日本語の特許公報には日本国特許庁による認証が必要です。また、翻訳者の宣言書については、公証人の認証が必要です。

## (6) シンガポール

シンガポールは面積の小さな都市国家でありな

がら、目覚ましい経済発展を遂げており、研究開発の拠点を置く企業も増加しております。

## 出願について

① 出願に必要な書類は、願書、英文明細書等ですが、シンガポール特有の制度としてクレームの記載が当初無くても出願日を確保することが可能な点が挙げられます。クレーム無しで出願する場合、優先日から12ヶ月、または実際の出願日から2ヶ月のうちどちらか遅い方までにクレームを提出する必要があります。

② シンガポールにあっては、新規性及び新規性の調査は、シンガポール当局では行われておらず、オーストリア、オーストラリア、デンマーク特許庁に外部委託しております。

また、ファストトラックとスロートラックという審査手続きの早さと費用が異なる2種類の審査手続きを選択することができます。

ファストトラックでは、以下の5通りのルートの何れかを選択しなければなりません。

- (i) 優先日から13ヶ月以内に調査請求をし、21ヶ月以内に審査請求をする。
- (ii) 優先日から21ヶ月以内に調査請求及び審査請求をする。
- (iii) 優先日から21ヶ月以内に対応外国出願におけるサーチレポートを提出し、その結果に基づく審査を請求する。
- (iv) PCT 経由出願の場合は、優先日から21ヶ月以内に国際調査報告を提出し、審査請求をする。
- (v) 優先日から42ヶ月以内に対応外国出願の最終結果を提出して、それと同一内容の特許の付与を求める。

尚、上記の対応外国出願はEPC、日本、ニュージーランド、英国、米国、オーストラリア、カナダ、韓国の出願に限定されております。

また、スロートラック手続きの場合は、前記ファストトラックと同じ手続きを取る必要がありますが、各手続き期間が18ヶ月ずつ付加されます。

## (7) イスラエル

イスラエルは日本にとってはあまり馴染みのない国であり、軍事技術や暗号化技術に秀でている印象がありますが、近年に出願件数の多い企業としてアストラゼネカ、ロシュ、ノバルティス等の医薬品の世界的大手企業が挙がっているようです。世界最大のジェネリック医薬品メーカーであるテバ・ファーマスーティカルは本社がイスラエルにあり、そのため医薬品関係の出願が多いのかも知れません。ちなみに、テバ・ファーマスーティカルは、日本国内ジェネリック医薬品メーカー3位の大洋薬品工業を子会社化し、興和デバと統合して2011年にデバ製薬としましたので、日本への出願がこれから増えるかも知れません。

### 出願について

- ① 出願に必要な書類は、願書、明細書、優先権証明書等であり、公証が必要な書類はありません。また、出願公開制度はこれまでなかったのですが、2012年に特許法が改正され、最先の優先日から18ヶ月経過後に出願内容が公開されることになりました。これに伴い、情報提供が可能となりました。
- ② 前記のタイやマレーシアと同様に修正審査請求制度(MSE)が規定されております。また、米国と同様に先行技術情報開示が義務付けられておりますが、2010年6月以降に情報開示手続きをする場合は、先行技術の内容を踏まえた新規性、進歩性に関する意見書の提出が必要となりました。
- ③ 2010年7月以降に公開される特許出願に対して、自発的な分割出願に制限が設けられました。分割の客体は親出願に限られ、時期は公開手数料の前に限定されます。従って、子出願について発明の単一性を満たさない旨の拒絶理由通知を親出願の公開後に受けた時は、子出願の1つの発明を選択することができますが、残りの発明について更なる分割出願をすることはできなくなりました。
- ④ 2010年7月以降に出願される特許出願については、1出願につき製品、製品の生産方法、製品を生産する装置、製品の用途のカテゴリにおいて2

以下の独立項しか認められなくなりました。

⑤ 2012年3月から日本国特許庁とイスラエル特許庁との間で特許審査ハイウェイ(PPH) 試行プログラムが開始されました。このPPHとはご存知の方もおられるでしょうが、第1庁にて特許可能と判断された請求項について、第2庁に出願された対応出願の審査を早めてもらう制度です。この試行プログラムは試行期間が1年ですが、最大1年間延長されます。

尚、近年、民主化が進み、各国からの投資が著しいミャンマーにも触れようと思いましたが、現在のところ、知的財産権に関する法律は著作権法のみであり、しかも長く改正されておられません。特許法は1945年に廃止されたままです。但し、ミャンマーはWTOに加盟しているため、TRIPSルールにより、知的財産関連法の整備が求められております。従いまして、今後法改正の動きがありましたら、機会を見てご紹介させて頂ければと思います。

以上、アジア、中東の特許制度について軽く触れましたが、この拙文が今後の出願に少しでもお役に立てれば幸甚です。

### 参考文献

- ① 知財管理 2009年1月号～2012年8月号
- ② 外国特許制度概説(13版) 朝日奈宗太著 東洋法規出版
- ③ JETRO 模倣対策マニュアル 中東編 2009年版
- ④ JETRO 模倣対策マニュアル シンガポール編 2012年版
- ⑤ 台湾ウンピンエンドカンパニー ホームページ
- ⑥ 特技懇 2011年 no.260

---

### 著者略歴

北住 公一(きたずみ こういち)  
大阪府立大学工学部機械工学科卒。1997年弁理士登録。  
家電メーカー及び大阪の特許事務所を経て、2011年より有古特許事務所に勤務。  
主に機械系の出願、中間処理、審判及び鑑定を担当。

---